

令和2年第19回

札幌市教育委員会会議録

令和2年第19回教育委員会会議

1 日 時 令和2年10月27日（火）13時30分～13時40分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
教育次長	檜 田	英 樹
生涯学習部長	小田原	史 佳
学校施設担当部長	松 原	和 幸
保健給食課長	前 田	健 志
学校教育部長	相 沢	克 明
学びの支援担当課長	田 中	進 一
教職員担当部長	紺 野	宏 子
総務課長	井 上	達 雄
庶務係長	松 平	健 次
書 記	寺 川	嘉 一

4 傍聴者 3名

5 議 題

報告第1号 教育長職務代理者の指名について

議案第1号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

【開 会】

○長谷川教育長 これより、令和2年第19回教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と石井知子委員にお願いいたします。

【議 事】

◎報告第1号 教育長職務代理者の指名について

○長谷川教育長 それでは議事に入ります。報告第1号、教育長職務代理者の指名についてですが、私から報告します。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項では、教育長に事故があるとき、または、教育長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行うと定められております。

これまで職務代理者を務めていただいた阿部夕子委員は、令和2年10月10日付けで教育委員会委員の任期を満了されました。このたびの令和2年第3回定例市議会において、教育委員会委員に再任されることについて議会の同意を得られ、令和2年10月11日付で任命されました。

職務代理者に指名していた委員が一度任期を満了された場合には、新たに職務代理者を指名する必要があります。令和2年10月11日付で阿部夕子委員を改めて職務代理者として指名しましたので、報告いたします。この件について、何かご質問はありますか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 よろしければ、阿部夕子委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

○阿部委員 この度、教育長の職務代理者として指名を受けました阿部夕子でございます。教育長職務代理者の名に恥じぬよう、引き続き皆さまのお力添えをいただきながら精進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。また、道尻豊委員におかれましても、令和2年10月10日付けで教育委員会委員の任期を満了され、令和2年10月11日付で再任されました。道尻豊委員からもご挨拶をお願いいたします。

○道尻委員 教育委員に再任していただきました道尻でございます。市民の皆さまが生涯にわたって豊かな学びの中で暮らしていけるように微力ながら尽力

させていただきます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。報告第1号については、以上です。

◎議案第1号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 続きまして、議案第1号、札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案についてです。事務局からご説明をお願ひいたします。

○学校教育部長 本案は、昭和38年教育委員会規則第12号札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案でございます。

それでは、資料の3ページ目「配置計画と学則改正の内容」をご覧ください。

まず、1 公立特別支援学校配置計画と札幌市立特別支援学校学則の定員をご覧ください。

配置計画は、特別支援学校高等部の進学希望者を受け入れるため、北海道教育委員会が策定するもので、翌年度の第1学年の定員を定めるものでございます。それに対し、札幌市立特別支援学校学則における定員は、各校高等部の全学年の総定員を定めていることから、配置計画により、学則上の定員に変動が生じる場合には、学則の改正が必要となります。

なお、この配置計画は、北海道教育委員会と札幌市との間で事前に十分な協議を行った上で示されており、本市の意向が反映されたものとなっております。

次にこの配置計画の内容について、「2 令和3年度配置計画（本市関係分抜粋）」をご覧ください。

令和2年度と比較して令和3年度の定員数に変更があるのは、網掛けをしている北翔養護学校で、翌年度の入学者数の見込みから、1学級3人の増となっております。ただし、北翔養護学校については、次のページの下段、(4)北翔養護学校の表④にありますように、令和2年度末に卒業する第3学年と、令和3年度に入学する第1学年の人数が同じであり、全学年の合計定員は、いずれも12人と変更がないため、今回は学則の改正が必要ございません。

次に、今回学則の改正が必要となる山の手支援学校についてですが、同じページの上でございます(3)山の手支援学校の表③をご覧ください。

令和3年度の第1学年の定員数に変更はありませんが、普通科(重複)学級において、令和2年度の第3学年の定員数が、2学級6人だったものが、学年進行に伴い令和3年度には1学級3人となり、全学年の合計定員が36人から33人と、3人の減となるため、学則の改正が必要となります。

ただいまご説明させていただいた内容をまとめたものが、資料1ページ目の本

議案書となります。

また、議案書の次のページにございます新旧対照表は、学則の改正内容を反映させ、定員を整理したものになります。説明は以上でございます。

○長谷川教育長 それでは今の説明に対しまして、ご質問や意見がございましたらお願いいたします。

○中野委員 この定員は実態を反映して毎年変えているのでしょうか。

○学校教育部長 定員につきましては、配置計画におきまして実際に次年度の対象人数を踏まえて、最終的には道教委で決定しているのですが、札幌市教育委員会の意向を踏まえて決定していただいています。

○中野委員 定員が埋まっていないということは基本的にはなくて、前年度と比較してその生徒の分減らしてしまうということですか。

○長谷川教育長 定員が埋まらない場合もございます。それは我々が見越したところとは異なって、違う学校に進級、進学されるということもあるということでございます。

○中野委員 実体を反映して作っているけれども、結果として変動することはあり、決まった定員についてはその年度は維持しているということですね。

○長谷川教育長 はい、そういうことでございます。他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号については、提案どおりとさせていただきます。本日予定された議案は以上となりますが、その他、各委員から何かございますか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

【閉 会】

○長谷川教育長 以上で、令和2年第19回教育委員会会議を終了いたします。